

3. 保険料・手数料などの免除



上下水道使用料の全額減免

対象者

- ①市の水道を利用している人(組合水道、地域水道、井戸水を利用している人は除く)
- ②市の下水道を利用している人

減免対象

- ①水道料金・下水道使用料
 - 8月請求分(7月使用分)
 - 9月請求分(8月使用分)
- ②農業集落排水処理施設使用料
 - 8月請求分
 - 9月請求分

※申請は必要ありません

☎ 上下水道課 ☎32-1674

中止、再開などの届け出をお忘れなく

被災した住居で使用していた水道、下水道を避難生活などで一時的に使用しない場合や、帰宅して再び使用する場合などは、インターネットで手続きをしてください。

※減免対象の期間経過の後に手続きがない場合は、使用していない状態であっても、基本料金などが請求となる可能性があります。



申請はこちら

国民健康保険・後期高齢者医療保険 医療費の一部負担(窓口負担金)の猶予・免除

対象(次の①～⑤のいずれかに該当する人)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
 - ② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- ※罹災証明書の提示は必要ありません。医療機関や薬局の窓口で対象である旨を申告ください

※免除の対象になるかは、後日確認を行う場合があります。確認の結果、免除の対象とならない場合は、一部負担(窓口負担金)をお支払いいただくことになります

対象費用 医療機関・薬局などで支払う一部負担(窓口負担金)

※入院時の食事代・生活療養費(標準負担額)や、保険適用外の費用(差額ベッド代など)は免除の対象外

対象期間 令和8年7月28日～令和8月11月診療分

※すでに医療機関などで窓口負担金を支払った人についても、免除の対象となる場合は、申請により払い戻しを受けることができます。なお、払い戻しの申請受付については、現在準備中です。受付開始までの間は、領収書などを大切に保管してください

☎ 医療保険課 ☎32-1417

マイナンバーカードなどの再交付手数料の免除

災害でマイナンバーカードの紛失などをした場合は、無料でカードの再交付ができます。

対象者 7月28日以前にマイナンバーカードを受け取っている人で、罹災証明の交付を受けた人

対象手続 マイナンバーカードおよび電子証明書の再交付手続

必要書類

- ①罹災証明書(写し可)
- ②本人確認ができるもの
 - 1点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - 2点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、子ども医療費受給資格者証、年金手帳など

※代理人が来る場合や本人確認に必要な書類がない場合は、窓口までお問い合わせください

☎ 市民課 ☎32-1446

NHK 受信料の免除

災害救助法が適用された区域内で半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約について受信料が免除されます。

免除の手続き

- ①罹災証明書の写し
- ②放送受信料免除申請

免除期間 7月～8月(2カ月間)

申請窓口

〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1
NHK 放送局 経営管理企画センター 宛

☎ NHK ふれあいセンター
☎0570-077-077

9時～18時(土日祝日も受け付け)



NHK HP

2. 支援金・見舞金・貸付など



災害援護資金の貸付

対象 世帯主が負傷または住居、家財に被害を受けた世帯

貸付限度額 350万円(所得制限あり)

貸付金額の条件

①世帯主の1カ月以上の負傷	150万円	250万円	270万円(350万円)	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250万円)	250万円(350万円)		
④住居の全壊	250万円(350万円)			
⑤住居の全体が滅失または流出	350万円			

※住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別な事情がある場合は()内の額に引き上げ

利率 保証人あり：無利子

保証人なし：年1%(据え置き期間中は無利子)

据置期間 3年は無利子。特例の場合5年

償還期間 10年(据置期間を含む)

申込期限 11月2日⑨

受付場所 市役所新館1階第2会議室

☎ 社会福祉課 ☎32-1387

必要書類

- ①災害援護資金借入申込書(様式あり)
- ②同意書(様式あり)
- ③医師の療養見込み期間および療養概算額を記載した診断書(世帯主の負傷を理由とする場合)
- ④該当世帯の前年の所得に関する市の証明書
- ⑤本人確認書類の写し
- ⑥罹災証明書の写し(住居の被害を理由とする場合)
- ⑦その他市長が認める書類

所得制限

世帯人数	市民税における前年の所得税金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ※その世帯の居住が滅失した場合は1,270万円

被災者生活再建支援金

令和8年熊本地震により被災し、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し、支援金を支給し生活の再建を支援します。

支給額

	基礎支援金(住宅の被害程度)	加算支援金(住宅の再建方法)	計
全壊	100万円	建設・購入	200万円
解体		補修	100万円
長期避難		賃借	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額

申請期限

- ①基礎支援金 令和9年8月27日⑩
- ②加算支援金 令和11年8月27日⑪

受付場所 市役所新館1階第2会議室

※対象、支給額の詳細などについては市ホームページをご確認ください

☎ 社会福祉課 ☎32-1387



市 HP

災害弔慰金

対象者 災害で亡くなった人の遺族

※死亡した人の死亡当時の

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② ①のいずれも存在しない場合、兄弟姉妹(死亡した人と同居、または生計を同じくしていた人に限る)

支給額

- ①生計維持者 500万円
- ②生計維持者以外 250万円

災害障害見舞金

対象者 災害で心身に重度の障がいを受けた人(審査委員会で災害との関連性を認められた人)

支給額

- ①生計維持者 250万円
- ②生計維持者以外 125万円

【共通事項】

受付場所 市役所新館1階第2会議室

必要書類

- ①申出書(様式あり)
- ②診断書など
※災害弔慰金は死亡診断書(検案書)の写し
- ③申請者の本人確認書類(運転免許証など)
※その他必要書類は担当課よりお知らせします

☎ 社会福祉課 ☎32-1387